

川島桶川資源循環組合正副管理者会議規則

令和 7 年 4 月 1 日

規則第 4 号

(設置)

第 1 条 組合の基本方針を決定し、及び重要施策に関する事項について協議するため、川島桶川資源循環組合正副管理者会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、管理者及び副管理者をもって組織する。

(開催)

第 3 条 会議は、管理者が必要と認めるときに随時開催する。

(会議)

第 4 条 会議は、管理者が主宰する。ただし、管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、管理者の職務代理者となる副管理者がその職務を代理する。

2 管理者は、必要があると認めるときは、関係職員に資料を提出させ、又は会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(付議事項)

第 5 条 会議に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 循環型社会形成推進地域計画に関する事項
- (2) 主要な施策に関する事項
- (3) 予算、決算、組織及び人事に関する事項
- (4) 議会に提出する議案に関する事項
- (5) その他管理者が事前の協議又は報告が必要と認める事項

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。